

総務省 規制の事前評価書

(自主表示対象機械器具等の検査体制の整備)

所管部局課室名：消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成24年2月20日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

今回、消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充として、新たに自主表示対象機械器具等についても、規格に適合しない自主表示対象機械器具等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権を創設することとしている（今回の法改正で追加される法第21条の16の6）。

この総務大臣による回収等の命令の発動に際しては、製造又は販売業者から、規格に適合しない製品の型式や製造時期を聴取した上で回収等の命令の対象範囲を決定する必要がある。

この点につき、現行の自主表示対象機械器具等の制度においては、規格に適合するものに表示を附することができることを規定しているのみであり、規格に適合するか否かの判断を全面的に当該自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者に委ね、結果的に規格に適合していなかった場合には適法な表示とはいえない（＝罰則が適用される）とする制度となっている。

したがって、現行の自主表示対象機械器具等の制度においては、総務大臣が規格不適合品の回収等を命ずるに際して、製造又は輸入された自主表示対象機械器具等が規格に適合していることを確認することができる記録の作成・保存が制度的に整備されていないことから、回収等の対象範囲を速やかに、かつ、適切に決定することができず、総務大臣による回収等の命令に支障をきたし、国民の生命、身体及び財産に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、現行制度では、自主表示対象機械器具等が規格に適合するかどうかの判断を全面的に製造又は輸入業者に委ねている。これは製造又は輸入業者が市場に出荷するにあたって、当然に、規格に適合していることを確認し、確認されたものに表示を付すことを想定しているものであるが、規定上は規格に適合していることを確認しないままに表示を付しても、結果として市場に流通した製品が規格に適合していれば法的には問題がない制度となっている。しかし、当該自主表示対象機械器具等を使用する消費者の安全・安心の観点にたてば、製造又は輸入業者に対しては、規格に適合していることを検査し確認することが当然求められるものであることから、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととすることで、その責任を明確化する必要がある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

自主表示対象機械器具等の検査体制の整備を行う。

【規制改正の内容】

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行い、当該検査に係る記録を作成し、保存するための費用が発生する。

(2) 行政費用について

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととすることによって、規格に適合しない自主表示対象機械器具等が市場に流通した際に、総務大臣による回収等の命令を円滑に実施することができ、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものである。

(2) 行政便益

製造又は輸入された自主表示対象機械器具等が規格に適合していることを確認することができる記録の作成・保存が制度的に整備されることによって、総務大臣による回収等の命令を実施するに当たって必要になる事が想定される報告徴収、立入検査等の負担が軽減されると見込まれる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

自主表示対象機械器具等の検査体制の整備を行うことによって、規格に適合しない自主表示対象機械器具等が市場に流通した際に、総務大臣による回収等の命令を円滑に実施することができ、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与する一方で、製造又は輸入業者の負担は当該器具等の検査に係る記録の作成・保存のための費用が発生するのみであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において、消防用機器等の検定制度等のあり方について検討を行い、「「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）」が取りまとめられたところである。

今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。